

## 2. シナリオ設定の留意事項

H.19.1.15日現在

1. 研修の目的は「狂犬病に対する関係者の意識付け」「狂犬病が発生した時の関係機関の役割分担の確認」「狂犬病予防のために日常すべきことの再確認」なので、できるだけ狭い地域で簡潔に事が運ぶような設定としました。
2. 関係機関については、わかりやすくするために一般的な名称としました。動物保護管理協会については、センターとの関連がシナリオ中で分かりづらいため、「動管センター職員」としました。また、市役所については「環境課」、保健所健康づくり担当は「感染症担当」とします。
2. 「緊急時の一時対応」については、保健所職員に再確認を促すためにあえて説明を加えました。
3. 当初、犬は八日市インターで捨てられたことを想定し、犬の目撃情報が一週間ほど前からインターの南方面であるという設定にしましたが、現実には動管センターに必ず一報が入るでしょうから、前日から突然現れたという設定にしました。それだと、黒丸のパーキングで捨てられ、人気のない道を歩いてきて大森町で突然見つかったということも考えられます。
4. 犬種については、あえてあまりなじみのない犬にしました。一つには、国外からの持ち込みを暗に想定しているのと、登録原簿にできるだけ名前がないような犬にしたかったからです。
5. 当初のシナリオでは、経過観察中の対応が緩慢でしたので、2日目までは通常の経過観察を行い、3日目に動管センターが狂犬病を疑った時点ですぐに「疑発生対応会議」を開催してその日から行動を開始するという流れにしました。そうしないと、事前に咬まれた人だけに説明に行ったり、一部の機関だけで何度も集まって会議をすることで逆に風評被害を招く恐れがあるからです。
6. 検体はガイドライン通りに脳のみを取り出して搬送します。解剖は動管センターで行いますが、搬送を誰にするのかは要協議です。当初、センター職員が検体を搬入することとしていましたが、野犬の捕獲や相談窓口等の対応で人手がいることが予想されるので、できればセンター以外（たとえば地研ルートということで衛生科学センター職員等）が直接持ち込む方がいいかもしれません。
7. 登録原簿と未注射犬リストが市町からすぐに出されるというのがポイントになると思われます。正確な住所が未注射犬の頭数を把握することでワクチンがどれくらい必要か、何班態勢で回るのか、計画をすぐに立てられます。
8. 検診と注射は個別訪問とします。最初は集合を考えたのですが、やはり狂犬病の蔓延を防ぐためには犬をたくさん一カ所に集めるのはよくないし、個別の方が漏れがないからです。実際に1軒ずつ歩くことで、未登録の犬や、原簿と違う犬なども発見できるかもしれません。

住所を正確に把握するためにも登録原簿の整備が重要です。

9. 2頭目以降の狂犬病を発見するために、積極的な情報収集をします。地元からの情報以外に、開業獣医師から、様子のおかしい犬を診察していないか、情報提供をお願いすることとします。
10. 今回のシナリオには時間がなかったため入れられませんでした。猫についての苦情が増加することが考えられます。ねこの多頭飼育、餌やりに関する苦情、ねこの捕獲依頼等に対して、どういう回答をするのか、Q & Aを事前に作成しておく必要があると思われます。
11. ねこの苦情とあわせて、動物の遺棄に対する対応が必要になると思われます。時間がなかったため、具体策は今回のシナリオには盛り込んでおりませんが、引き取り・捕獲 → 処分だけの対応では世間のそしりは免れないと思います。実際に起きたときには、なんらかの救済措置が必要になりますが、「動物愛護管理推進計画」中の「処分頭数をできるだけ減らす」こととあわせ、今後の課題ではないかと思われます。

H.19.1.16現在

1. 狂犬病ワクチンを打っている犬は本当に咬まれても大丈夫か？  
→ 大丈夫ではないという説明は飼い主にはできないのでは。  
今回は、「何か変わったことがあったらご連絡ください」にとどめ、咬まれた犬にブースターのワクチンを打つ必要があるかどうか、今後の課題に。
  2. 解剖・検体搬入はいつ、誰が、どこで？  
→ 今回は夜に犬が死亡し、センターで解剖することとしている。  
検体搬入はやはり翌日。  
搬送は衛生科学センターをお願いするのがベストか。
  3. プレス発表は本当に「疑い」の段階でいいのか？  
→ マニュアルでは公表はすべて確定後としている。  
現実には「疑い」の段階で公表せざるを得ないかも知れないが、「疑う」根拠が臨床症状しかないのに、本当に発表できるか？
- ※ 「疑い」で発表する場合（今回のシナリオでの対応）
- ◎ 咬まれた人に対する迅速な対応ができる。
  - 県は迅速な対応をしていると地域住民に思わせることができる
  - × 陰性だった場合に咬まれた人や地域住民に十分な説明をしないと「狂犬病の犬が出た」と誤った情報が流れる恐れがある
  - × 確定しないうちから問い合わせがあり、「疑い」の犬が増える恐れがある

- ※ 「確定後」に発表する場合（マニュアルどおり）
  - ◎ 検査結果が出るまでの約一日、十分な準備期間がある
  - ◎ 不確かな情報が流れないので、問い合わせにも明快な回答ができ、2頭目以降の「疑い」の動物に対しても適切な対応ができる
  - × 咬まれた人に対するケアが遅れることにより、実際には問題がなくても「もっと早く言ってくればよかったのに」という不満が出る
  - × 情報漏洩に対する配慮が必要になる（近隣府縣市へも）
  
- 4. 防疫指定区域が小さすぎないか？
  - 今回はできるだけ簡素にするために指定区域を小さくしたが、現実にはもっと広い範囲を指定する必要がある。  
半径1 km、5 km、10 km以内で分けて、「最重要地区」「重要地区」「防疫地区」とランク分けした対応が必要か。
  
- 5. 対策本部の解散はいつか？
  - マニュアルでは1ヶ月をめどに、必要な作業を終えて終息宣言としている。実際には、最初の犬から感染した犬が発症するのは2ヶ月～半年後。それまでは、本部としては解散し、防疫区域内での野犬等の継続的な監視強化、次年度の狂犬病予防強化月間での登録注射キャンペーン、等の対応をシナリオに明記する。
  
- 6. 県庁内の役割分担をシナリオに明確化すべきでは？
  - 疑い段階での部次長、知事等への説明役、国との調整役  
近隣府県への通報の仕方  
プレス対応は一人に固定し、定期的に資料提供をする  
「移動制限、交通遮断は厚生労働省と協議」としているが、事実上は不可。
  
- 7. 相談窓口の設置箇所は？
  - 県庁だけではなく、少なくとも保健所にも設置すべき。  
暴露後ワクチン接種の手配等、健康づくり担当の仕事を記載。  
市町には登録と注射の相談窓口を。
  
- ※ その他、細かい修正
  - ・ スライド全てに「机上演習」の文字
  - ・ 日時の確認
  - ・ 厚労相の字が間違ってる
  - ・ 獣医師会のワクチン在庫状況を入れる
  - ・ 一斉注射の必要性を強くうたえる
  - ・ 「疑い」の初期の段階で厚生労働省に相談（厚生労働省よりの意見です）
    - マニュアル中の「判定会議」をシナリオに反映

### 3. 机上演習記者発表シーン

記者発表シーン

(机上演習ビデオから起こしました)

近江新聞

県内で狂犬病が発生し、2名咬まれたとのことだが、一つ納得できないことがある。昨年、フィリピンで狂犬病が発生し、狂犬病が非常に恐ろしい病気であり、発病したら100%死亡する病気であることは県民みな知っていることである。

危機管理の面から言えば、専門家であるセンターの職員が疑った時点で公表し、他に咬まれた人がいないか、他におかしな犬がいないか、広く県民に情報を求める必要があったのではないか。

鳥インフルエンザとは違い、県民にうつるかもしれない病気なのに、なぜ今回の発表は確定後になったのか教えて欲しい。

生活衛生課

狂犬病は50年発生していない病気であり、臨床症状のみで判断するのは極めて困難であること、このようなケースは初めてでもあることから、できるかぎり正確な情報を提供したいということで発表が今日になった。

今回の犬に他に咬まれた人がいないかどうかについては、今のところ探知はしていない。この犬を見かけなかったか、とか他におかしい犬がいないかどうかについては、関係機関で情報の収集中である。

近江新聞

ひさしぶりに出たということでより慎重にされたということだが、我々としてはもっと早く出して欲しかったと思う。

咬まれた人はH市内となっているが、O町の人か？

生活衛生課

咬まれた方の住所については現在答えられる状況ではない。

1名が女性で1名が男性である。狂犬病のワクチンは症状が出る前に打つものであるから、現在二人とも元気である。

近江新聞

入院は特にしなくていいのか？ ワクチン以外に何か治療するのか？

生活衛生課

怪我の手当を行った。入院はしていない。

近江新聞

ワクチンは打っておられるんですね。このお二人はワクチンを打てば必ず助かるんでしょうか。

生活衛生課

ワクチン接種については本人に説明し、昨日から医療機関で接種している。狂犬病の動物に咬まれても、発病する前にワクチンを接種することで必ず発病を防げると言われています。

※注 「必ず」という表現は適切ではないという指摘がありました

滋賀テレビ

人から人へは感染しないとあるが、本当か。

- 生活衛生課 人から人へは通常の状態では感染しないと言われているが、記憶が定かではないが、過去に脳硬膜の移植で感染した事例があると聞いている。
- 滋賀テレビ そういう情報がわずかでもあるのならば、正確な情報を提供する責務があると思いますが。
- 生活衛生課 関係各方面から情報を収集して、できるだけ正確な情報提供に努めたい。
- 滋賀テレビ 人から人への感染について、今咬まれた人の唾液の中には狂犬病のウイルスがあるのかないのか教えて欲しい。
- 生活衛生課 唾液中には今のところないというふうに言われている。
- 滋賀テレビ もし、唾液にウイルスがあるのであれば、それによって他の人に感染する恐れがあると思うが。
- 生活衛生課 その可能性はゼロとは言えないが、通常の生活をしている中で感染の危険性はない。 ※注 発病前に唾液にウイルスが出ることはないので、これは可能性はゼロと言ってかまいません。
- 滋賀テレビ 今回防疫地区を指定されたが、その指定の根拠を教えて欲しい。そもそも、この犬は誰が飼育していたのか、どこから来たのか全然わからないのであれば、防疫地区をもっと広げる必要性があるのではないか。
- 生活衛生課 非常に珍しい犬なので、目撃情報から範囲を設定した。この犬については咬傷事故が起きた日までほとんど目撃情報がなく、前日に近くの小学校に紛れ込んだという情報だけだったので、市街地を除外し、〇町から半径1 kmの範囲を最重要防疫地区とした。  
さらに、半径5 km以内を重要地区としてこの範囲内で防疫措置を実施することとした。
- 滋賀テレビ この地区では以前から野犬が何頭かいるということだが、その犬が狂犬病にかかってしまったという可能性はあるのか？
- 生活衛生課 狂犬病の犬と接触していれば、感染している恐れは十分にある。狂犬病に感染した犬を残さないために、この地区の野犬については慎重に捕獲対応を取る必要があると考えている。
- 滋賀テレビ 近くに小学校があるが、子供たちの登下校や、普段外で遊ぶ際の安全確保にどういう対策を考えているのか。
- 生活衛生課 現在、学校に通報し、教師や保護者の方の協力を仰いで安全対策を取ること考えている。

滋賀テレビ 地域の人が非常に不安がると思うが、予防ワクチンの接種についてはどう考えるのか？

生活衛生課 狂犬病は空気感染しないので、この犬に接触しなければ感染のおそれはない。接触した人がいればワクチンを接種するということで対応可能と考えている。

※注 「子供たちへの暴露前ワクチン接種の必要性」について、もう少し説明すべきとの意見あり。

滋賀テレビ 狂犬病予防法には、検査対象に猫が含まれている。猫についての対応はどうするのか。飼い猫のワクチン接種や、野良猫対策は？

生活衛生課 もし、猫が咬まれていれば狂犬病に感染する恐れがある。ワクチン接種が必要となる。今回の犬はかなり大型犬なので、もし咬まれていれば猫もひどい怪我を負うことが予想される。防疫地区内でそういう猫がいる情報があれば、隔離して観察するとか、ワクチンを接種するという対応が必要と考える。

※注 このワクチン接種は「暴露後ワクチン」の意味か？

犬ねこに対する暴露後ワクチンの有効性は検証されていないため、

咬まれた動物については「経過観察」しか方法がない。

「飼い猫への暴露前ワクチン接種」は犬同様有効である。

猫の捕獲についてだが、狂犬病の流行地でも、猫から人に狂犬病が感染する例はほとんどない。国内では、犬に十分対策を取れば、狂犬病の蔓延は防げると考える。

滋賀テレビ 猫から人への感染の可能性が否定できないのであれば、もしかしたら報告されていないだけで実際にはあるかもしれないし、発生地に対応としては猫に対して何もしないというのはおかしいのではないか。

生活衛生課 我々としても、犬以外の動物から人への感染防止、犬以外の動物での蔓延防止については、十分対策を練っていきたいと考えている。

近江新聞 ナポリタンマステフというのは愛犬家の中では有名なのか？  
県内で何頭ぐらい飼われているのか。

生活衛生課 県内の飼育状況については、各市町の登録原簿と飼育状況を照会中。  
〇町を中心に半径10km以内の市町については、登録はなかった。

近江新聞 県内でどれぐらい飼育されているのかは確認中ということか。  
珍しい犬だと思うが、ペット販売店なんかにも確認しているのか。

生活衛生課 ペット販売店等、動物と身近に接する業態の方々も含めて、現在調査中である。

近江新聞 確認するが、この犬がどこから来てどこで感染したのか、全くわからない状態なのか。

生活衛生課 そうである。

近江新聞 当面の対応としては一斉検診や注射等々されるようだが、見通しとしては、安全宣言はいつ頃になると考えているか。どういう状態になったら安全宣言が出せると考えているのか。

生活衛生課 今の考えとしては、防疫地区およびその周辺で徘徊犬を見かけない状態、飼い犬が全て係留されて飼われている状態、この2点確認が必要である。

次に、この地域からの苦情の内容を精査し、関係機関と協議の上、終息宣言を出したいと考えている。

近江新聞 今後、情報提供については随時速やかに出してもらえると期待しているので、よろしく願いたい。

#### 【その他の想定質問】

Q せめて防疫地区住民すべてに予防ワクチンを接種すべきではないのか？

Q もし野犬も狂犬病にかかっていたら、蔓延しないのか？国内の狂犬病予防対策はどうなっているのか？

## 4. 研修質疑応答（研修後の質疑応答のまとめ）

### 総括

#### 三木補佐

- ・ 最初の一報、臨床所見をいただいても・・・感染研の専門家につなぐだけになる。
- ・ 犬がどこから来たのか、が非常に重要。  
滋賀県は海に面していないので、福井県や京都府から来たのか？ 大阪から？  
厚生労働省としては隣県も含めて何らかのチームを作って解明に努める必要がある。
- ・ 公表の時期：検査結果確定してからか？ ケースバイケースで疑いの時期か。
- ・ 疑狂犬病発生会議：5人以上に話をすると必ず外に漏れる  
漏れると記者から問い合わせがあり、発表せざるを得なくなる。  
この段階で対応会議が必要なのか。
- ・ 検体は検査機関に流せばいいので、疑いの段階で発表という流れもありか。
- ・ 薬殺した犬の検査は必要。それ以外にも動物の死体があれば全て検査の必要がある。  
感染研では全部は無理か。

#### 佐藤先生

- ・ 新聞記者とのやりとりで、暴露後ワクチンは「絶対大丈夫」とは言わない方がいい。
- ・ 治療中の患者の唾液は、発症していなければウイルスは100%ないと言ってよい。
- ・ 学童の安全は大丈夫か、という記者の質問は「暴露前免疫の必要がないかという」質問ではないか。→ これに対する適切な答を。
- ・ ねこに対する質問：咬まれたねこの治療ワクチン？  
国内のワクチンは犬ねこに使える。ねこにも暴露前免疫は使える。  
犬ねことも、暴露後ワクチンが有効かどうかはわからない。
- ・ 終息宣言までの1ヶ月間に咬傷事故が発生した場合も、咬傷犬は2週間観察するのか、これもよく考えた方がいい。

### 質疑応答

#### 谷先生

- ・ 暴露前ワクチン：職員のワクチン50名分用意すると言われたが、開業獣医師の分は確保されるのか → メーカーに聞いたところ、確保は難しいと聞いたが。  
三木補佐：非常事態の場合はできるだけ数を回してもらう。  
自衛隊には確かに数がいっている。（海外に派遣される部署には数を回す）  
通常時に、予防員等は打っておかなくてもいいのか。
- ・ 佐藤先生：暴露前ワクチンは3回目半年後。  
このシナリオ中では2回目も終わらない。もともと打っておいて、発生したときはブースターをかける方が望ましい。  
犬に対するワクチンは年1回となっているが、初回のワクチン抗体は1年持たない。  
発生時の一斉注射は未注射犬だけではなく、初年度の犬も打った方がいいのでは？

#### 山田先生

- ・ シナリオ中で咬まれた犬の対応は？  
咬傷犬が死亡した後、脳を採ってから死体の処理は？（野生動物との接触を考えると、死後に消化管内容物を調べるのは有効では）

山路：咬まれた犬には、狂犬病予防員が犬の注射状況を確認。  
毎年ワクチンを打っているので「大丈夫」と言ってもいいのか悩んだが、  
暴露後ワクチンは有効性が不明とのことだったので、「何かあったらご連絡  
下さい」という説明にした。  
咬傷犬の剖検については、手順をきちんと定めたいと思う。  
今回は死体の処理には触れていないが、まだ冷蔵庫の中にあると考えて欲しい。

#### 保健師

- ・もし、咬まれた犬が毎年ワクチンを打っていなかったら？  
人の暴露前ワクチンは終生免疫？ 年1回ぐらい打つべき？ 子供は？  
山路：犬の暴露後ワクチンは効果がわからないらしいが、経過観察を行うのなら、  
場所は動管センターか。（犬を預かって）  
尾本：人のワクチンは終生ではない。乳幼児に打ってはいけないという記載はなく、  
子供の場合も大人と同量とある。  
6ヶ月以上間があいたら、咬傷事故の場合初めてと同じ治療が必要。  
三木補佐：厚生省から昭和27年に通知。「狂犬病の犬に咬まれた犬は原則的に殺処  
分が望ましい。望まない場合は治療的ワクチンをして、1ヶ月経過観察・・・」  
通知自体は生きていると思う。  
佐藤先生：暴露前免疫は1年半から2年ぐらい有効らしいが、定期的に打った方がよ  
い。高山先生の文献がある。ブースターはかなり上がる。

#### 並河

- ・海外で1年前に犬に咬まれた。どうしたらいいか？という問い合わせにどう答えたら  
いいか。  
三木補佐：潜伏期間が長いものもあるので、大丈夫とは言い切れないが、一般的な話  
をしてから、もし心配であれば、とってワクチンを薦めている。

#### 柴山先生

- ・シナリオでは「獣医師会が協力します」と答えたが、一斉注射に協力する獣医師の立  
場は一民間人か、それとも準公務員になるのか。  
山中室長：準公務員でもできるし、民間人として業務提携もできる。  
今回はその整理ができていないので、今後詰めていきたい。  
・我々も命がかかっているの、何かあった時の補償の問題等を整理して欲しい。

#### 甲賀町

- ・保健センターと環境課の連携は？  
各市町どうですか？ 近江八幡市は？ → 特にない。危機管理会議？（聞き取れず）  
山崎補佐：こういう危機管理調整会議を定期的に関いてほしい。

#### 栗東市

- ・緊急時の一時対応の「大型犬」とは？ どれぐらいから大型？  
宮川次長：ケースバイケース。危害が及ぶ場合、咬傷事故が起きた場合は速やかに対  
応する。判断するために、状況はできるだけ詳しく教えてほしい。

#### 大阪市津崎さん

- ・予防法では犬の捕獲・薬殺は認められているが、他の動物、例えばねこやアライグマ

で疑われる場合、捕獲や薬殺はできるのか。

三木補佐：予防法上はまず係留、繋がれていない場合は捕獲。捕獲できなければ薬殺。ねこやアライグマは係留義務がかからないので、上記の流れにならない。薬殺も都市部と山間部では違うし、鳥獣保護法の関係もあると思うが、法律には書いてないが、行政として対応するという手段もあり得る。

#### 野洲市

・今回のシナリオは大変参考になった。東近江市での発生だったが、うちにも問い合わせが殺到することが考えられる。うちの犬もワクチンを打ちたいと言われたら、どう対応するのか。獣医師さんは待機してもらえるのか。

周辺地域の対応についてもシナリオに置いていただきたい。シナリオを参考に送ってほしい。

山路：今回防疫地区に指定したのは根拠があっただけではない。できるだけ狭くした。

半径5 km以内にもあまり意味はない。

他の地区については、通常時と同じ対応になると思うので、問い合わせがあったら普通に対応していただくことになると思う。

今回は、ワクチンの在庫が足りるかどうかが、影響がどれ具合あるか全く考慮していないが・・・

#### 甲賀市

・犬のワクチンはどれぐらい抗体が続くのか。

佐藤先生：実験的には、1、2ヶ月は抗体が上がったが、徐々に下がったというデータがあるが、国内では1週間後にもう一度打つという実験結果はないが、2回目以降はかなり安定して免疫が定着するらしい。

#### 三木補佐

・シナリオでは1頭しかでていないが、2頭目以降はいろんなパターンがでてきて、検査の必要があると思う。感染研ではすべては無理と思われる。

県内でもある程度検査できる態勢は必要ではないか。

感染症法が改正になり、この6月からは病原体の管理が必要になる。

基準にあった建物で検査しなければならない。そのあたりも考慮してほしい。

## 5. 研修課題整理

### 狂犬病予防研修会実施結果に基づく「滋賀県狂犬病対応マニュアル」の課題

1. 臨床症状で狂犬病を疑う基準の明記
  - ・ 今回の研修で示された臨床症状の例をもとに、毎日の経過観察時のチェック表を作成する。
    - どの時点で「狂犬病の疑い」とするか、マニュアルに記載する必要あり。
  - ・ 「咬傷犬検診実施要領」との整合性を図るため、マニュアル中に「咬傷犬の経過観察」の項を起し、実施要領をマニュアルに統合してはどうかという意見あり。
    - 咬傷犬実施要領は独立していた方が咬傷事故の指導時にわかりやすいので、「狂犬病対応マニュアル中の記載」であることを明記した上で別途要領を起すという方法もあるか。
2. 「疑狂犬病発生対応会議」の必要性
  - ・ 公表前にこの会議をする必要があるかどうか。
  - ・ 「会議」ではなく、「疑い段階で各機関が準備する事項」の連絡のみにとどめ、各機関はそれぞれにその準備をすることとすべきか。
    - マニュアルの記載内容の変更について検討する。
3. 公表の時期
  - ・ 臨床症状で狂犬病を疑った時期に発表すべきか、検査結果を待つべきか。
    - ※ 疑いの段階で発表する方が、地元にも十分説明ができ、詳細な調査がしやすいメリットがある。
      - 反面、臨床症状だけで本当に「疑い」と判断できるのかは難しい。
  - ・ 徳島県のように、県内で蛍光抗体の検査を実施し、陽性が出た段階で、確認のために国に検体を送付すると同時に公表という方法も検討すべきか。
    - 検査の可能性も含めて、マニュアルの記載内容の変更を検討する。
4. 県内での解剖および検査体制の整備
  - ・ 疑い段階での早期検査の必要性、2例目以降の確認検査の必要性を考慮して、県内でも蛍光抗体法またはPCR検査を実施できる体制を整備する必要があるのでは？ → 健康推進課と協議する必要あり
  - ・ 当初、マニュアルでは動物保護管理センターで頭部のみを落として検体とする予定だったが、国立感染症研究所に送付するには、脳の採材が不可欠である。動物保護管理センターで解剖する設備および技術の研鑽が必要。
    - マニュアルに解剖、検体採取の手順を明記。
  - ・ 県内での解剖、検査体制を整備するにあたっては、感染症法の改正に伴う必要な設備について、確認する必要がある。
    - 健推課、場合によっては家保の利用を前提に畜産課と協議する必要あり。
5. 職員の暴露前ワクチンの接種

- ・ 狂犬病が発生してから暴露前ワクチンを打ち始めても遅いので、日常から狂犬病業務に従事する者はワクチンを接種するのが望ましいが、滋賀県では予算措置が困難であると思われる。
    - 現段階ではマニュアルへの記載は困難であるが、今後検討必要。
  - ・ もし、狂犬病発生後にワクチン接種をずとした場合、「防疫に従事する職員のワクチン接種は暴露後でよい。」とはできないので、できるだけ急いで暴露前ワクチンを接種すべきと思われる。方法については、健康推進課と協議が必要。(今回のシナリオでは保健所で接種としたが、現実的には医療機関で接種することになるとと思われる。)
6. 検診、注射に協力してもらう開業獣医師の身分
- ・ 民間人として提携して協力か、準公務員としての扱いとするか、職員課とも協議して方針を決める必要がある。
    - できれば、獣医師会と協議し、マニュアルまたは他の文書に明記する。
7. 防疫地区の犬の一斉検診、未注射犬への注射の実施方法
- ・ 一斉検診の目的(狂犬病有無、被咬傷傷の有無等)および実施方法、未注射犬の対象(今年度未実施の犬だけか、今年度初めての犬も含むのか)および実施方法、未登録犬への対応について、マニュアルに明記すべき。
    - マニュアル内に、別途「一斉検診、注射」の項を起こして記載する。
8. 狂犬病を疑う犬に咬まれた動物への対応
- ・ 毎年狂犬病ワクチンを打っている犬が咬まれた場合は、飼育者による経過観察となるが、それ以外の動物が咬まれた場合は、経過観察を動物保護管理センターで行うべきか。飼育者が異常を感じてからの隔離でもよいか。
    - マニュアルに記載する必要あり
  - ※ 犬ねこへの暴露後ワクチン接種の有効性が確認されていないため、咬まれた動物にワクチンを打つことには意味がなく、対応は経過観察のみとなる。
9. 防疫区域の指定方法
- ・ シナリオでは半径5km以内を「防疫地区」とし、その中で特に目撃情報から、咬傷事故の周辺地区を「最重要地区」としたが、科学的な根拠に基づいたわけではなく、現実に発生した場合にどこまでの範囲を指定すべきか、根拠をマニュアルに明記する必要がある。
10. 犬以外の動物の捕獲および薬殺についての検討
- ・ 狂犬病予防法では「けい留命令」「抑留」「薬物による掃討」は犬にしかかからない。犬以外の動物で狂犬病の疑い、もしくは狂犬病であるという届が出された場合は、蔓延防止の措置をどう図るのか、たとえばねこやタヌキ等の捕獲・薬殺をするのか。行政判断としてはあり得ても、現実には不可能ではないか。
    - 現段階でマニュアルへの記載は困難だが、シミュレーションとしては

一度考えた方がよい。

11. ねこの捕獲依頼に対する対応

- ・ 狂犬病が国内でも発生していた昭和40年代までとは野犬の数も違い、今ではどちらかといえば野良ねこの対策の方を望まれている。
- ・ 国からの通知等何か強権発動がないと、自治体レベルではねこに対応する手段は現実的には何もないので、混乱は必至と思われる。
  - これも、野良ねこの苦情の多い地域で狂犬病が発生した場合を想定したシミュレーションが必要。

12. 終息宣言の目安

- ・ 防疫対応について、何をどの程度まで実施したら「安全宣言」が出せるのか、マニュアル内に明記すべき。
  - できれば、タイムスケジュールを作成し、必要な措置の進捗状況を確認して「安全宣言」を出す基準のようなものを作成する。

13. その他、資料の作成

- ・ 記者発表資料、Q & A、広報原稿等、今回の机上演習の結果をふまえて事前に用意できるものを「資料集」として作成してはどうか。
  - マニュアルの記載事項を変更する際に、随時作成する。

## 狂犬病の発生時の机上訓練概要について

徳島保健所

食品衛生課乳肉衛生係

### 目的：

狂犬病発生事例のシミュレーションを実施することによって、動物由来感染症（狂犬病）発生時の危機管理体制の整備（強化）を図る。

### 意義：

- ① 迅速かつ適切な危機管理体制の整備を図る。
- ② 事例を具体的に経験（訓練）する。
- ③ 関係機関の連携強化を図る。
- ④ 問題点を検証する。

## 狂犬病の発生状況（国内）

1950年（狂犬病予防法施行）

ヒト 54名 犬 867頭 ねこ 29頭

最後の報告

犬 1956年 6頭 ねこ 1957年 1頭

輸入例

1970年 ネパールで犬に咬まれ発症

2006年 フィリピンで犬に咬まれ発症 2名

## 主な狂犬病予防対策として

- 1 狂犬病予防法に基づく国内の動物（犬）対策
- 2 感染症法に基づく国内（帰国者含む）の人対策
- 3 海外から持ち込まれる動物対策  
⇒ 不法上陸犬等の問題
- 4 狂犬病発生時に備えた対策 = 危機管理  
⇒ 徳島県狂犬病対応マニュアル

## 徳島県における狂犬病発生時の対策 ⇒ 危機管理体制の整備

- 1 徳島県動物由来感染症対策検討会の設置 (平成16年)
- 2 徳島県狂犬病対応マニュアルの作成 (平成18年)
- 3 各保健所動物由来感染症対策協議会の設置 (平成18年～)
- 4 狂犬病発生時のシミュレーションの実施 (平成19年)

## 狂犬病発生時のシミュレーションの概要

### 1日目

港湾地域において不法上陸犬(推定)による咬傷事故の発生

### 2日目

咬傷犬経過観察(動物愛護センター) ⇒ 狂犬病の疑いあり  
徳島保健所危機管理対策会議

情報収集・被害者対応・住民対策・野犬対策・調査内容報告  
生活衛生課及び健康増進課による対策協議

厚生労働省、小松島市等関係市町村、県医師会、県獣医師会等  
相談窓口設置準備及びワクチン確保

### 3日目

咬傷犬経過観察(動物愛護センター) ⇒ 特徴的所見あり  
徳島県連絡会議準備会設置(県庁内)

対策指示 ⇒ 徳島保健所 状況説明 ⇒ 関係各機関 相談窓口設置

## 狂犬病発生時のシミュレーションの概要

4日目

咬傷犬経過観察（動物愛護センター） ⇒ さらに疑い強く  
徳島県連絡会議準備会による情報整理及び対策協議

状況報告 ⇒ 厚生労働省結核感染症課 対策指示 ⇒ 関係機関

5日目

咬傷犬経過観察（動物愛護センター） ⇒ 咬傷犬死亡

検体搬送準備（解剖・採材） ⇒ 検体搬送（国立感染症研究所等）

6日目

咬傷犬検査結果判明 ⇒ 狂犬病陽性

徳島県地方連絡会議設置 ⇔ 中央連絡会議との連携協議

徳島保健所管内関係機関連絡会議設置

医師会、医療機関、獣医師会、警察、市町村、動物愛護管理センター  
農林事務所、家畜保健衛生所、南部総合県民局

## 徳島県地方連絡会議（県対策本部）の実施事項（第6日目）

構成：危機管理局、保健福祉部、県民環境部、農林水産部、警察本部

\* 現状把握及び分析

\* 中央連絡会議（国）等との引き続いた協議及び連携

国及び近隣府県との連携（連絡）及び調整

\* 狂犬病予防法等に基づく法的措置及び指示

係留命令・交通の遮断（制限）・犬の移動禁止等

\* 関連部局及び保健所連絡会議等との調整及び指示

人（医療）対策、犬対策、野生鳥獣対策、家畜対策、交通・住民対策

\* 報道対策

迅速且つ正確な情報提供による風評被害及びパニックの防止

## 徳島保健所管内関係機関連絡会議の実施事項（第6日目）

構成：医師会、獣医師会、各警察署、各市町村、他保健所  
動物愛護センター、農林事務所、家畜保健衛生所、南部総合県民局

\* 現地疫学調査

\* 狂犬病予防法に基づく措置

⇒ 市町村・獣医師会等との連携

飼い犬・野犬対策（緊急予防注射、係留命令等）

⇒ 各警察署等との連携

交通の遮断又は制限（蔓延防止）

\* 四類感染症対策 ⇒ 住民対策

⇒ 医師会・医療機関・市町村との連携

\* その他の動物の感染状況 ⇒ 畜産動物・野生動物対策

⇒ 農林事務所・畜産家等との連携

## 分岐点1 外国船上の目撃情報がない場合

- ・ 被害者対策及び狂犬病蔓延防止の為のポイント
  - ① 野犬等の狂犬病検診（2週間）の重要性について  
⇒ 検診に関してマニュアル作成が必要でないか？
  - ② 保健所における咬傷事故の処理方法について  
⇒ 狂犬病の危害評価ができる事故処理方法は？
  - ③ 被害者に対するワクチン投与時期について  
⇒ ①及び②の日常からの実施により対策可能か。
  - ④ 狂犬病検診中における疑い事例とその後の対策  
⇒ マニュアルに基づく迅速な対応

## 分岐点2 咬傷犬が捕獲できない場合

- ・ 被害者対策及び狂犬病蔓延防止の為のポイント
  - ① 保健所における咬傷事故処理について
    - ア 初期対応の重要性  
(被害者からの聞き取り調査等)
    - イ 外国船上の目撃情報により大きく方向性が変化
    - ウ 緊急野犬捕獲及びその方法  
(市町村及び付近住民等の協力必須)
  - ② 咬傷犬が狂犬病であった場合について
    - ・ 付近住民からの情報提供があるのではないか？

### 分岐点3 他の被害者及び被害動物がいる場合

- ・ 狂犬病蔓延防止の為のポイント
  - ⇒ アウトブレイクの可能性を示唆、その為、狂犬病予防法（マニュアル）に基づく迅速な対応が重要な位置づけとなる。
    - ① マニュアルに基づく迅速な対応  
（各対策 ⇒ 野犬・飼い犬・人・他の動物）
    - ② 関係機関及び報道機関との連携によるパニック・風評被害対策必須

### 分岐点4 感染動物の死亡までの長期化

- ・ 狂犬病確定診断及び致死処分のポイント
  - ⇒ 発症から10日以上生存はほとんどない。
    - ① 発症確認の場合、収容後7日にて致死処分？
    - ② 致死処分は、どこが指示？
    - ③ 致死処分するための基準が必要でないか？